平成２３年（フ）第２２１号
静岡県榛原郡吉田町住吉1976番地の３
債務者　小幡　貴久
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６６号
静岡市駿河区中原692番地の１　中原マンション301号
債務者　杉山　　登
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４４号
静岡県藤枝市上藪田128番地の５　サングリーンライフＣ106号
債務者　西塔　　章
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９４号
沖縄県沖縄市南桃原１丁目１番12号　比嘉アパート１―101号室
債務者　仲村　正彦
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１４８号
青森県下北郡大間町大字奥戸字館ノ上96番地44
債務者　岡部　淳子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５１号
青森市大字筒井字八ツ橋186番地33
債務者　千田　　一
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５２号
青森市大字新城字山田587番地236
債務者　小倉　　均
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２７号
東京都小金井市貫井北町２丁目４番18号セフィール貫井202
債務者　石垣　　光
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５６９号
東京都日野市日野本町３丁目６番地の18アレーゼＫ301
債務者　山形　武司
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２４号
長崎県佐世保市世知原町栗迎20番地３、旧住所長崎県佐世保市松瀬町931番地14
債務者　豊島　正人
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１２５号
長崎県佐世保市世知原町栗迎20番地３、旧住所長崎県佐世保市松瀬町931番地14
債務者　豊島チズ子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第９３号
北海道帯広市西６条南２丁目９番地27　グレース６－Ｂ号室
債務者　太田　　良
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第４３９号
千葉市緑区おゆみ野南６丁目14番地６
破産者　狩野　純雄
1　決定年月日　平成23年５月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２３７号
千葉市緑区越智町705番地462
破産者　森田　　孝
1　決定年月日　平成23年５月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１８２４号
宮城県黒川郡大和町吉岡南１丁目22番地の１
破産者　有限会社加藤
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３５７号
茨城県常総市崎房913番地18
破産者　株式会社トーマス
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部